平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「特例指定期間」という。）内に次世代育成支援対策に係る同法第十五条の二に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該連結親法人又はその連結子法人が特例指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「特例基準適合認定」という。）を、「又は当該特例基準適合認定を受けた日以後三年以内に終了する各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同法第十五条の三第三項の勧告を受けた日以後に終了する連結事業年度及び同法第十五条の五の規定により当該特例基準適合認定を取り消された日以後に終了する連結事業年度を除く。以下この項において「特例認定適用連結事業年度」という。）終了の日」の下に「又は当該特例基準適合認定を受けた日以後三年以内に終了する各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同法第十五条の三第三項の勧告を受けた日以後に終了する連結事業年度及び同法第十五条の五の規定により当該特例基準適合認定を取り消された日以後に終了する連結事業年度を除く。以下この項において「特例認定適用連結事業年度」という。）終了の日」を加え、「有する建物及びその附属設備」を「有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品で、当該連結親法人又はその連結子法人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この項において「一般事業主行動計画」という。）に記載されたもののうち次世代育成支援対策に資するものとして政令で定めるもの」に、「に係る同法第十二条第一項に規定する」を「又は当該特例基準適合認定に係る」に、「当該適用連結事業年度終了の日」を「当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定を受けた日」に、「取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）を「取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（建物及び建物附属設備にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。）に、「除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る」を「除く」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「に係る当該適用連結事業年度又は当該特例認定適用連結事業年度」に、「の百分の三十二に相当する」を「に次の各号に掲げる次世代育成支援対策資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建物及び建物附属設備　次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用連結事業年度　百分の二十四（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の三十二）

ロ　特例認定適用連結事業年度　百分の十五

二　車両及び運搬具並びに器具及び備品　次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用連結事業年度　百分の十八（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十四）

ロ　特例認定適用連結事業年度　百分の十二

第六十八条の三十五の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「当該普通償却限度額の百分の十（ロ）を削り、「第三項第二号」を「第三項第一号」に、「百分の五十とし」を「当該普通償却限度額の百分の五十に相当する金額をいい」に、「である場合には百分の四十とし、同項第三号」を「又は同項第二号」に、「百分の三十とする。」を「当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいい、第四十七条の二第三項第三号に掲げるものである場合には当該普通償却限度額の百分の十」に改め、同条第二項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、同条第三項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に、「第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を「第四十七条の二第三項第三号に掲げるもの」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六十八条の三十六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五第一項」の下に「、第六十八条の十五の二第一項」を加え、「第六十八条の十五の三第一項、」を削り、「若しくは第六十八条の三十一」を「、第六十八条の三十一若しくは第六十八条の三十三」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四、第六十八条の十五」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の二まで」に改め、「第六十八条の十五の三、」を削り、「又は第六十八条の三十一」を「、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三」に改める。

第六十八条の五十三第一項中「特定実用発電用原子炉設置者等」の下に「（第六項において「特定実用発電用原子炉設置者等」という。）」を、「次項」の下に「及び第六項」を加え、「同法第八条の規定により」を「当該連結事業年度において同法第八条の規定により当該連結親法人又はその連結子法人から使用済燃料の承継又は譲渡を受けた者が積み立てたものとみなされた金額に相当する金額を除き、当該連結事業年度において同条の規定により当該連結親法人又はその連結子法人が」に、「適格合併に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に改め、同条第三項中「適格合併」の下に「若しくは適格分割」を、「移転する場合」の下に「又は適格現物出資により原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者（第六項及び第十項において「特定実用発電用原子炉設置者」という。）である被現物出資法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合」を加え、同項第二号イ中「第六項」を「第八項」に改め、同条第七項中「第三項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第一項又は第六項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合には、その適格分割直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

10　第一項又は第六項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合には、その適格現物出資直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該被現物出資法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各連結事業年度において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に使用済燃料を移転する場合において、当該使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同